

令和2年6月24日

熊本県^{くまもと}熊本市・福島県^{たなぐらまち}棚倉町の歴史的風致維持向上計画を認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、熊本県熊本市、福島県棚倉町の歴史的風致維持向上計画について、6月24日付けで主務大臣（文部科学大臣，農林水産大臣，国土交通大臣）が認定しました。

今回の認定により、認定都市数は83市町となります。

（国土交通省記者クラブ，農林水産省記者クラブ同時配布）

本計画は、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった歴史的風致の維持向上を図るためのもので、熊本県熊本市は町並み復旧保存支援事業等を、福島県棚倉町は歴史的風致形成建造物保存支援事業等を位置付けています。（詳細は別紙参照）

※なお、認定式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施を当面のあいだ延期いたします。

<担当> 文化庁文化資源活用課
専門官 山名和也（内線 2869）
活用連携計画官 樋口和宏（内線 2738）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2415（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和 2 年 6 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等81市町の計画を認定しています。

このたび熊本県熊本市・福島県棚倉町の歴史的風致維持向上計画を6月24日に認定し、認定都市数は83市町となりました。なお、認定した歴史的風致維持向上計画については、国土交通省及び各市町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

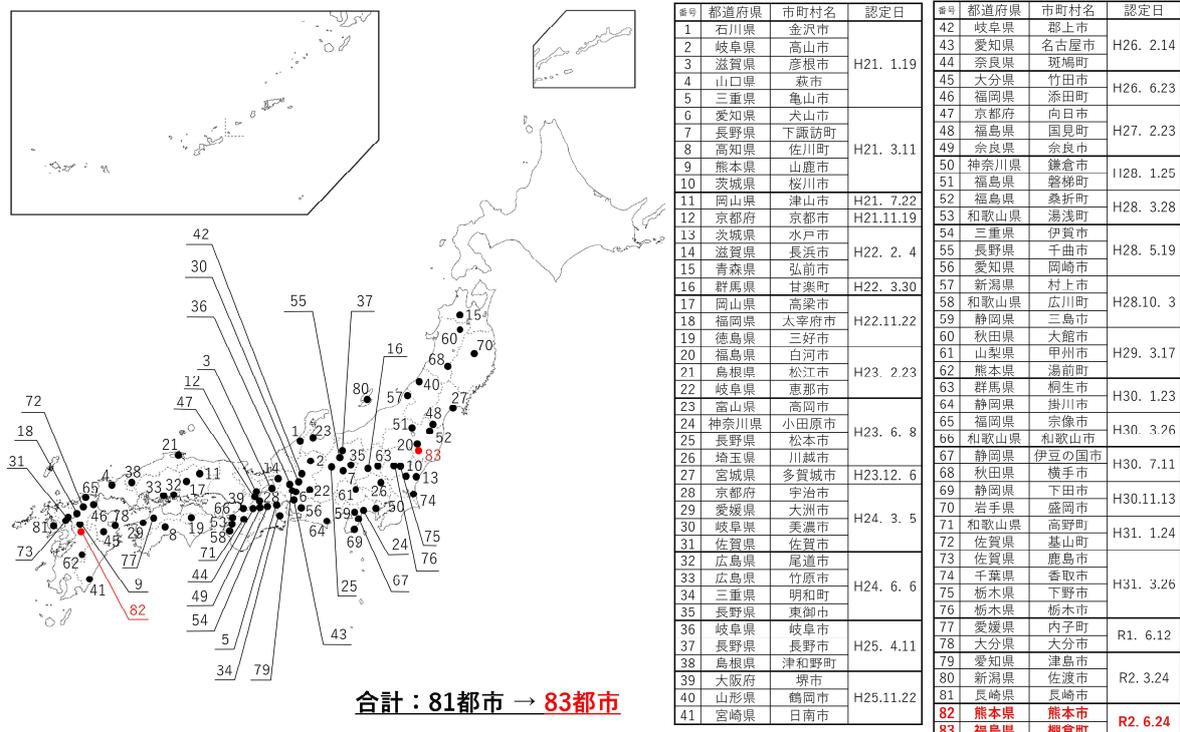


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■今回認定した各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○熊本市歴史的風致維持向上計画（熊本県熊本市 認定申請日 R2. 3. 30）

国指定の重要文化財「熊本城」を核として、周辺に広がる城下町一帯を行列が練り歩く藤崎八幡宮例大祭、また、史跡「熊本藩川尻米蔵跡」を有し、かつて港町として栄えた町並みを背景に行われる河尻神宮秋季大祭などにより形成される歴史的風致の維持向上を図るため、熊本地震により被災した「熊本城」をはじめとする歴史的建造物の保存修理や、それら歴史的建造物を回遊するための道路空間の整備、歴史・文化を活かした観光体験事業等が位置付けられています。



【藤崎八幡宮例大祭の神幸行列】

○棚倉町歴史的風致維持向上計画（福島県棚倉町 認定申請日 R2. 3. 31）

第2代棚倉藩主丹羽長重が築城した「棚倉城」の城跡である国指定の史跡「棚倉城跡」や陸奥一宮である「馬場都々古別神社」の周辺地域において、江戸時代から続く「棚倉秋まつり」や馬場都々古別神社に伝えられている神楽や例大祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、棚倉城跡周辺の道路整備事業や馬場都々古別神社門前地区の道路の美装化等を行う環境整備事業、伝統文化・技術を引き継ぐ職人及び担い手などの育成事業等が位置づけられています。



【棚倉秋まつりの屋台】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）